

クマ類のゾーニング管理の現状

1. ゾーニング管理の実施状況

クマ類が生息する 34 都道府県のうち 15 都道府県でゾーニング管理が実施され、その他 3 県が特定計画又は都道府県内の地域計画にゾーニング管理に関する記載があった。そのうち、第一種保護計画を策定しているのは 6 府県、第二種管理計画を策定しているのは 10 道県（計画への記載のみを含む）特定計画が未策定であるのは 2 県であった。2018 年度は、2017 年度に実施したアンケート調査の結果と比較して、2 府県（秋田県、京都府）が新たにゾーニング管理を取入れた。現在特定計画を策定している都道府県の 6 割以上がゾーニング管理を取入れ運用を始めている。

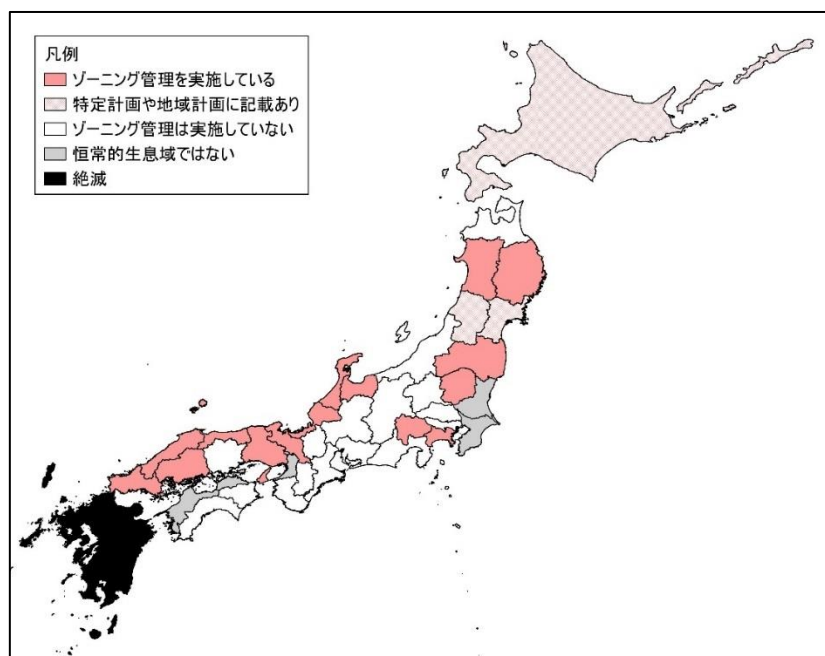


図 1 都道府県のゾーニング管理実施状況

表 1 ゾーニング管理を取入れていない理由

特定計画の有無	ゾーニング管理を取入れていない理由
策定の都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● ゾーニング管理を実施する市町村の支援体制が整っていない ● クマ剥ぎ等の被害を考えるとコア生息地の設定が難しい ● 県全土にクマが生息し、林地・農地・宅地が入り交じる環境にクマが定着しているためゾーニングしてのすみ分けが不可能
未策定の都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 生息数が少ない又は被害がないため ● 従来への対応で対処できているため

※図 1、表 1 は 2017 年に実施したアンケート、最新の特定計画・実施計画等から作成

2. ゾーンの設定と管理

ゾーニング管理の運用では明確な区域分けをすること自体を目的化するのではなく、各ゾーンの管理目標や実施する対策と役割分担について関係者間の共通認識を持つことを狙いとして設定されている計画が中心である。

基本的なゾーン区分と実施する対策を表2に、各都道府県のゾーンの設定を表3に示した。ゾーンは概ね3～4つに区分され、鳥取県では2区分であった。コア生息地では、奥山一帯、鳥獣保護区、従来からのクマの生息地などが設定されている（図2）。また、ゾーニング管理を実施している15都道府県のうち8都道府県でクマ類の捕獲数をゾーン毎に集計していた。

特定計画等によるとゾーンの設定は、大きく以下の方法に分類された。

- ①市町村レベルでおおまかにゾーン区分を設定して管理する方法
- ②都道府県レベルの広域ゾーンを設定し、市町村・集落レベルでは都度調整を図る方法
- ③人の生活ゾーンを設定し、そこから他のゾーンを設定する方法

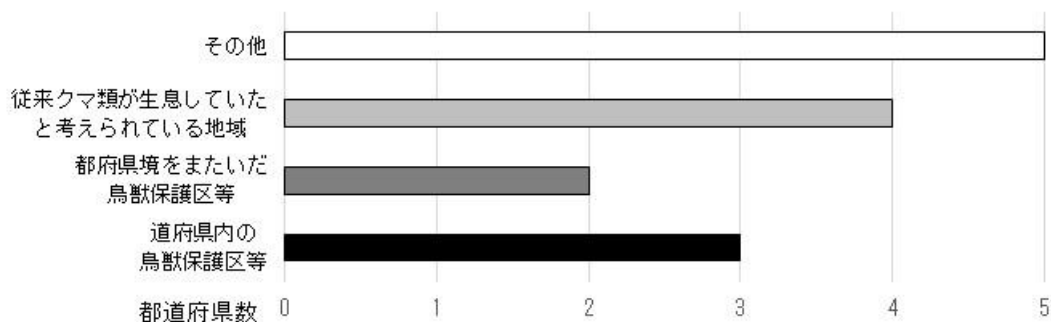
表2 基本的なゾーン区分と対策

ゾーン	概念	対策	情報提供等による出没に対する注意喚起
コア生息地	個体群の健全な繁殖や生息を担保出来る地域	<ul style="list-style-type: none"> ・生息環境の保全 ・ゴミ等の管理、利用者への啓発 (・狩猟による人への警戒心の付与) 	
緩衝地帯	物理的又は心理的に人とクマ類の空間的・時間的すみ分けを図る地域	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐や刈り払い（移動経路遮断） ・電気柵等の被害防止対策の実施 ・誘因物の除去 ・追払い等 ・個体数調整（二種計画） (・狩猟による人への警戒心の付与) 	
防除地域	農林水産業が盛んな地域。排除地域へのクマ類の侵入を防ぐ地域	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵等の被害防止対策の実施 ・誘因物の除去 ・追払い等 ・捕獲対応 	
排除地域	市街地、住宅密集地など人の居住地で人間の安全が最優先される地域	<ul style="list-style-type: none"> ・誘因物の除去 ・追払い等 ・捕獲対応 	

表3 各都道府県のゾーン設定

環境省ガイドライン	コア生息地 〈奥山等〉	緩衝地帯	防除地域 〈農地・林地等〉	排除地域 〈市街地・集落等〉
岩手県	クマの生息地	緩衝域		人の生活域
宮城県	保護（コア）地域	緩衝帯	防除地域	排除地域
秋田県	奥山ゾーン （コア生息地）	市街地周辺ゾーン （緩衝地帯・防除地域）		市街地ゾーン （排除地域）
山形県	主要生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
福島県	クマの生息ゾーン	緩衝地帯	人の生活ゾーン	
栃木県	生息地域	警戒地域	排除地域	
富山県	生息保護地域	保護調整地域		被害防止地域
石川県	保護地域	緩衝地帯	排除地域	
福井県	生息保護地域	保護調整地域 （回廊・緩衝）	被害防止地域	
兵庫県	クマの生息ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン	
鳥取県	クマの生息ゾーン		人の生活ゾーン （緩衝地帯・農耕地・集落など）	
西中国地域	保護地域	緩衝地帯	防除地域	排除地域

※1：都道府県の最新の特定計画を参照して作成



- 県境付近の山地一帯、奥山地域
- 林野庁の「緑の回廊」
- クマの生息確認地域のうち自然林が多く残っておりクマの生息に適した地域
- 集落ゾーン、集落周辺ゾーン以外の地域

図2 保護地域の設定区域 (2017年度アンケートより集計)

表4 捕獲数の集計

捕獲数数の集計方法	都道府県数
捕獲数をゾーン毎で集計している	8
捕獲数はゾーン毎で集計していない	7

石川県

石川県第2種管理計画によると、県による広域的なゾーニングで福井県との県境に位置する鳥獣保護区（大日山・鈴ヶ岳・白山鳥獣保護区）を保護地域、排除地域（市街地・里山集落・農地・被害発生中の植林地・邑知低地帯以北）を設定し、その間を緩衝地帯としている。クマ対策が必要な地域は、各市町村での集落レベルのゾーニングを推奨している。

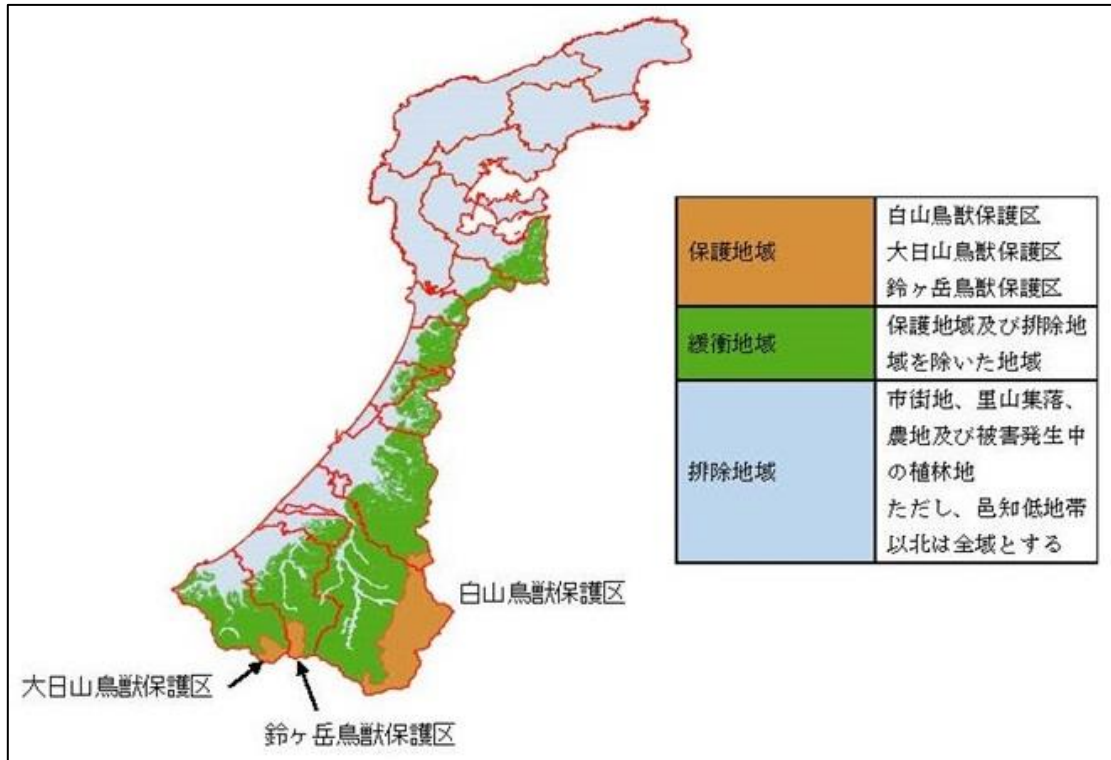


図3 石川県のゾーン区分のイメージ

引用：第2期石川県ツキノワグマ管理計画

区分	保護地域	緩衝地帯	排除地域
区分	クマの生息地として厳正に保護する地域	クマと人の活動が混在する地域	円滑な人間活動を確保する地域
生息環境管理	野生動物の良好な生息環境を維持	里山林の間伐や伐採などの森林整備	藪の刈り払い、耕作放棄地の管理
個体群管理	個体数調整捕獲は実施しない	狩猟、個体数調整捕獲を推進する	狩猟、個体数調整捕獲を行い、積極的に排除する。
人身被害防止対策	注意喚起	注意喚起、誘引物除去、林業被害防除の指導	注意喚起、誘引物除去、緩衝帯整備、出没への緊急対応

福井県

福井県第一種保護計画によると、県による広域的なゾーニングにより奥山の近隣県と隣接する奥山の鳥獣保護区（嶺北地域9箇所・嶺南地域3箇所）を保護地域として設定している。また、保護調整地域として回廊地域（保護地域よりの緩衝地帯）、緩衝地帯（人里よりの緩衝地帯）の2つを設定している。回廊地域では鳥獣保護区や保護林への移動経路の確保として、「福井県野生鳥獣回廊」及び林野庁「緑の回廊」を設定し、有害鳥獣捕獲を禁止している。

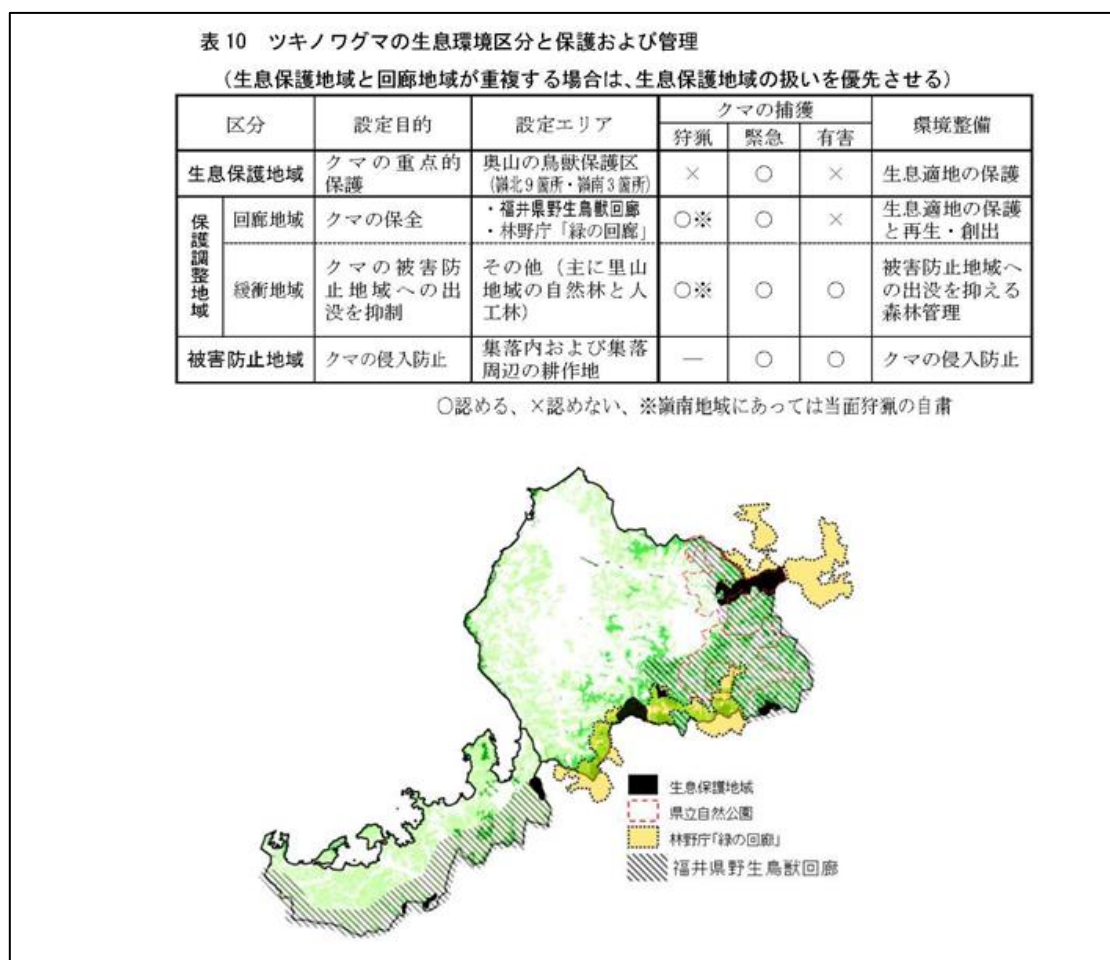


図 4 福井県のゾーン区分のイメージ

引用：第2期福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）

鳥取県

鳥取県では人の生活ゾーンとクマの生息ゾーンの2つに分けてゾーニングを実施している。鳥取県第一種保護計画によると、人の生活ゾーンは市町村が県事務所（東部生活環境事務所、総合事務所）と協議・調整・合意のうえを設定している。人の生活ゾーンは、植生図や農業集落境界データ等の各種データを参考として、市街地・集落・農耕地の境界から概ね200mの範囲とし、人の生活ゾーン内に緩衝地帯を設定している。

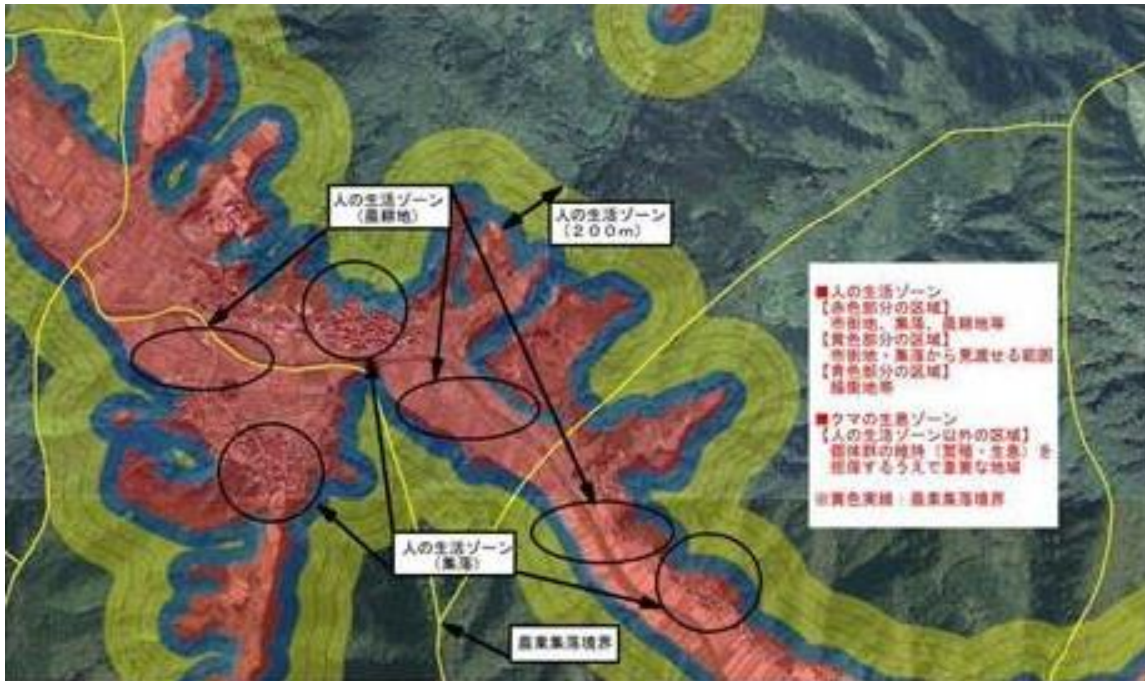


図5 鳥取県のゾーン区分のイメージ

引用：鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画

ゾーン		対応	
ゾーン区分	ゾーン概念	クマが400頭未満	クマが400頭以上
人の生活ゾーン	市街地・集落や農地など人間活動が優先される区域	有害捕獲を実施 ※過去に学習放獣された再捕獲個体は原則殺処分	有害捕獲を実施 ※原則殺処分
クマの生息ゾーン	人の生活ゾーン以外の区域	有害捕獲は実施しない ※ただし、人身事故個体等の有害捕獲は可能	有害捕獲は実施しない ※ただし、人身事故個体等の有害捕獲は可能

